告示

埼玉県告示第七百五十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県熊谷市津田字流町四百三十三番一	畑	八五九・〇〇

二　申請に係る農地の利用の現況

三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

四　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県熊谷市津田字流町四百三十三番一	令和九年四月一日	九年二箇月	三万九千三百七十円

五　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ　提出期限

令和八年十一月二十四日

ロ　提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ　記載事項

(1)　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2)　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

33706742cb94a4a01b94038d3a8957f0

(3)　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4)　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5)　意見の趣旨及びその理由

(6)　その他参考となるべき事項